

「議会報告会」の充実した開催を求める請願書

2016年6月9日

明石市議会

議長 深山昌明様

請願者 政策提言市民団体 市民自治あかし

「議会報告会」の充実した開催を求める請願書

請願の趣旨

明石市議会は、議会基本条例で「市民に開かれた議会」を推進するために、市民に対し積極的に「情報を発信し、情報の共有を推進する」とともに、「説明責任を十分に果たさなければならない」（第4条1項）と定めています。また、議会は「市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする」（同条4項）とも規定しています。その手段として「市民と議員が自由に意見および情報を交換する議会報告会を行う」（第6条）と定めています。

市議会は議会基本条例づくりに取り組んでいる2011年度、2012年度に試行的に議会報告会を開催されました。ところが、基本条例が施行された初年度は常任委員会単位で特定の団体と意見交換を行うことで「議会報告会を実施した」ことに代えられました。特定の団体との懇談会は、条例に定めた議会報告会とは全く異なります。開催すら事前に公表されず、公開もされない、単なる常任委員会の調査活動といえます。

去年は改選された新しい体制で、条例に基づいた議会報告会が開催されるものと期待しましたが、10、11月に4つの常任委員会がそれぞれ1回、特定団体の関係者に限定し特定のテーマで意見交換を行い、今年2月に「75名」という定員枠を限定したうえで、秋の常任委員会の意見交換会の内容を報告し、12月議会で全員一致否決した住民投票条例について報告しただけに終わりました。市民の発言も短時間で終わり、「市民と議員が自由に意見および情報を交換する」という議会報告会には程遠いものでした。

今年度の計画は、議会活性化推進委員会で協議中ということですが、市民に開かれた議会を担保する要になる議会報告会は、ぜひとも、基本条例に掲げた趣旨に忠実に実施していただきますよう、請願します。

請願の項目

1. 議会基本条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。
2. 議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように、開催場所や時間も工夫してください。

請願の理由

議会基本条例では第2条に「議会の活動原則」として「積極的な情報発信および市民参加により、市民に開かれた議会をめざす」「市民の意見を的確に把握し…多様な市民意見を市政に反映させるための運営に努める」ことが謳われています。こうした活動原則に基づき、第4条、第6条の規定が具体的に定められていると解します。

しかし、公表されている議会活性化推進委員会の会議概要によれば、今年2月13日に開催された議会報告会についても、市民の発言時間が短く、常任委員会が行った特定団体との意見交換報告が大半の時間を占めていたにもかかわらず、「参加者、発言者が少ないのが残念だった」「一人の発言が長すぎる場合の対応について司会進行のルールが必要」などの委員発言が記録されています。また「議会からの報告を中心とし、市民個人の意見は議員個人が地元で聞いていくべきではないか」という発言までありました。

こうした議会の対応を見ていると、今後の議会報告会のあり方や運営に不安を覚えます。

いま一度、議会基本条例の趣旨と条文に立ち返り、基本条例を遵守し、市民と議会の関係が良好なものになるよう、あらためてください。

議会基本条例施行以前の試行期には、西部、中部、東部の3地区で3回開かれ、延べ245人の市民が参加（2011年度）しています。また2012年度には2クール、7回にわたって、市内各地で開催され、延べ293人の市民が参加しています。

議会が積極的に、かつ熱心に取り組み、市民の意見にじっくり耳を傾けるところから、議会の活性化が進み、市民の信頼を得ることにつながります。

議会基本条例制定に取り組んだ当時の初心に戻り、生き生きとした議会報告会が開催されますよう、お願いします。

以上